



2025年5月15日

各位

会社名 ソースネクスト株式会社
代表者 代表取締役社長 兼 COO 小嶋 智彰
(コード番号 4344 東証プライム)
問合せ先 取締役兼 CFO 青山 文彦
電話番号 03 - 5797 - 7165

決算期(事業年度の末日)、本店所在地の変更および 定款の一部変更に関するお知らせ

ソースネクスト株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長 兼 COO:小嶋 智彰)は、2025年5月15日開催の取締役会におきまして、2025年6月20日開催予定の当社第29回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期末日、及び本店所在地の変更を行なうことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 決算期末日(事業年度末日)に関する変更

(1) 変更の理由

グローバルスタンダードに合わせて決算期末日を統一することにより、海外を含むステークホルダー各位への適時・適切な情報開示を通じて、事業運営の効率化を目的としています。そのため、ソースネクスト株式会社の決算期末日を以下の通り、変更いたします。なお、ポケット株式会社をはじめとする当社連結子会社、孫会社については、変更はありません。

(2) 決算期末日変更の内容

現 在	毎年3月31日
変 更 後	毎年12月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる2025年12月期は、2025年4月1日から同年12月31日までの9か月決算となる予定です

(3) 今後の見通し

2025年12月期の連結業績予想につきましては、現時点で精度の高い業績予想算定が困難なことから、非開示とさせていただきます。

(4) 定款の一部変更

・定款変更の理由

決算期の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行なうとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

・定款変更の内容

別紙に記載のとおりです。

・変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月20日予定
定款変更の効力発生日	2025年6月21日予定

2. 本店の所在地に関する変更

(1) 定款変更の目的

当社の働き方に合わせたオフィスの機能及び規模を検討した結果、本社を移転することにより、業務の効率化と事業の中長期的成長に資すると判断いたしました。

(2) 定款変更の内容

東京都千代田区に本店を移転

(3) 本店移転時期

2025年12月予定

(4) 業績に与える影響

一時的な移転費用などが発生いたしますが、2025年12月期の業績への影響は軽微であります。今後、公表すべき事実が発生した場合には、速やかに開示いたします。

(別紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1条～第2条 [省略]</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>第4条～第12条 [省略]</p> <p>第13条 (基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>第14条～第41条 [省略]</p> <p>第42条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日から翌年3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>第43条 (剰余金の配当) 当社は、株主総会の決議により、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「<u>期末配当金</u>」という)をすることができる</p> <p>第44条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の定めによる剰余金の配当(以下「<u>中間配当金</u>」という)をすることができる。</p> <p>第45条 [省略] [新設]</p>	<p>第1条～第2条 [現行どおり]</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>第4条～第12条 [現行どおり]</p> <p>第13条 (基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>第14条～第41条 [現行どおり]</p> <p>第42条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日から12月31日</u>までの1年とする。</p> <p>第43条 (剰余金の配当) 当社は、株主総会の決議により、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「<u>期末配当金</u>」という)をすることができる。</p> <p>第44条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の定めによる剰余金の配当(以下「<u>中間配当金</u>」という)をすることができる。</p> <p>第45条 [現行どおり]</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>第3条 (本店の所在地) の変更は、2026年3月31日までに開催される当社の取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。</u>2. <u>前条および本条は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。</u>3. <u>第42条の規定にかかわらず、第30期事業年度は、2025年4月1日から2025年12月31日までの9ヶ月とする。</u>4. <u>第44条の規定にかかわらず、第30期事業年度の中間配当の基準日は、2025年9月30日とする。</u>5. <u>前二条および本条は、第30期事業年度の終了をもって、これを削除する。</u>